**平成２５年（フ）第８０８号**
福岡市東区香椎２丁目５番40号
債務者　江口　関子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第８３３号**
福岡県糟屋郡粕屋町大字上大隈352番地10エクレール福岡東904号
債務者　三島木の実
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第８３８号**
福岡市博多区板付３丁目24番406号
債務者　上田　亜紀
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第８４０号**
福岡県糟屋郡宇美町とびたけ４丁目１番18号ラベンダーヴィラＡ208号
債務者　中田　美香（旧姓日田）
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第６９号**
佐賀市本庄町大字末次867番地３
債務者　本吉　雄二
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第６０号**
滋賀県東近江市桜川西町918番地
債務者　小林貴久子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２５年（フ）第４６６号**
京都市山科区音羽八ノ坪39番地15
債務者　畚野　信和
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第４６７号**
京都市山科区音羽八ノ坪39番地15
債務者　畚野　圭子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第２０７号**
川崎市多摩区西生田４丁目23番８号
債務者　高橋　弥生
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２５年（フ）第２０２号**
岡山県倉敷市児島小川３丁目11番10号　メジャーセブンス10号
債務者　大野　明美
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第２５６号**
岡山県和気郡和気町塩田866番地
債務者　宮本　裕之
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第９７５号**
横浜市港南区野庭町608番地　野庭団地４棟441号
債務者　齋藤美由紀
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月７日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第５８号**
岐阜県高山市上川原町81番地　上川原町ハイツ205号室
債務者　牛山美智子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月７日午後４時
岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２５年（フ）第７７号**
釧路市鳥取北４丁目14番７号　コーポ紬101
債務者　三好　　恵
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２５年（フ）第９９５号**
神奈川県茅ヶ崎市本村５丁目８番２―607号藤和茅ヶ崎ハイタウン
債務者　伊藤　淳子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月14日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部